

ごみ 旧八代管内 循環社会推進課 ☎ 32-4675 坂本支所管内 地域振興課 ☎ 45-2212 千丁支所管内 地域振興課 ☎ 46-1101
鏡支所管内 地域振興課 ☎ 52-1115 東陽支所管内 地域振興課 ☎ 65-2113 泉支所管内 地域振興課 ☎ 67-2113

・ごみの分け方・出し方について

八代市では、家庭ごみを「燃えるごみ」と「資源物」に区分しています ごみの出し方のルールとマナーを守りましょう！！

お住まいの地域で「決められた場所(ごみ集積所など)」、「決められた時間」に、「決められたもの」を出してください。
※収集日は、お住まいの地域の「ごみ収集カレンダー」または分別アプリ「さんあ〜る」をご確認ください。
※市で収集しないものや処理できないもの(処理困難物や産業廃棄物など)は、それぞれの処理施設や許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。(例:消火器、瓦・ブロック類、建築廃材、バイク・自動車部品、農業用機械類、タイヤ、家電リサイクル対象品、パソコン、産業廃棄物など)

・出し方の基本ルール【燃えるごみ・資源物】

▶ 「燃えるごみ」の場合

- ・八代市指定のごみ袋(有料)に入れて出してください。
※市指定のごみ袋は市内のスーパーやコンビニなどで販売されています。
- ・収集日当日の午前6時30分から午前8時30分までにお住まいの地域で決められた集積所にルールを守って出してください。(地域で決められた時間がある場合は、各地域のルールに従ってください。)
- ※お住まいの地域の収集日は、「ごみ収集カレンダー」または分別アプリ「さんあ〜る」をご確認ください。

▶ 資源物の場合

- ・資源物は「資源の日」に無料で出すことができます。
- ・「資源の日」の午前6時30分から午前8時30分までに決められた場所に出してください。(地域で決められた時間がある場合は、各地域のルールに従ってください。)
- ※資源物の排出場所が「燃えるごみ」の集積所と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ※分別方法についてはごみ分別ガイドブックをご確認ください。

▶ エコエイトやつしろ(八代市環境センター)に直接搬入する場合

- ・エコエイトやつしろに直接搬入してごみを処分する場合は有料です。
- ・品目によって数量や大きさに制限があるものがありますので、詳しくは市ホームページまたは、分別アプリ「さんあ〜る」をご覧ください。

搬入先

エコエイトやつしろ(八代市環境センター)
八代市港町299番地

☎ 32-4675

受入時間

平日 午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

土曜 午前8時30分～11時30分

日曜特別開設(原則、第3日曜日) 午前8時30分～11時30分

※日曜特別開設では、燃えるごみの受入れを行っていません。実施日を変更する場合がありますので、市報または分別アプリ「さんあ〜る」、問合せなどにより事前にご確認ください。

※日曜日(特別開設を除く)、祝日、休日、年末年始(12月31日～1月3日)は受入れを行っていません。

▶ 台風接近時等のごみ収集の有無に関する情報について

ごみ収集の有無については、市ホームページ、緊急情報メール、エフエムやつしろ、ひこいちテレビ、防災アプリ「@インフォカナル」、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などでお知らせしますのでご確認ください。

▶ ごみの運搬を他人にお願いする場合

ごみをエコエイトやつしろに持ち込む際、ご自身での運搬が困難な場合は、八代市から収集運搬の許可を得ている事業者へ依頼してください。

〈広告〉

大好きです。きれいな水と住みよい環境。

浄化槽清掃・浄化槽保守点検・貯水槽清掃・産業廃棄物収集運搬

協業組合 八代清掃公社

熊本県八代市高島町4277番地



0120-33-5145(フリーダイヤル) FAX 0965-32-1220

● ごみ減量化関係補助金

▶ 「生ごみ堆肥化容器等設置助成金」

ごみの減量化・資源化を推進するため、家庭用の生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機などを購入された人に助成金を交付しています。

● 助成対象になるもの

- ① 生ごみ堆肥化容器(コンポスト化容器、その他生ごみを分解する専用容器など)
- ② 電気式生ごみ処理機(家庭用の電気式生ごみ処理機)

● 助成金額

種別	生ごみ堆肥化容器の場合	電気式生ごみ処理機の場合
助成金額	購入額の1/2 (※上限額5千円まで)	購入額の1/2 (※上限額3万円まで)
助成内容など	3基まで (※1年間に1世帯につき) 本体以外の発酵促進剤などは対象外。	1機まで (※5年間に1世帯につき) ※ディスプレイ、設置 工事が必要なもの、再 使用品(中古品)、自作 品などは対象外。 ※事前登録が必要です。

● 対象者

- ・八代市内に居住し、住民登録があること
- ・八代市内のご家庭(自宅)で使用する(※事業所は対象外です。)
- ・申請者世帯に市税等の滞納がないこと
- ・電気式生ごみ処理機の場合は、購入前に事前登録が必要。

「生ごみ堆肥化容器等設置助成金」の問合せについて

助成金の申請方法や問合せは、循環社会推進課(☎34-1997)までお願いします。

- ・ホームページはこちらから



● ごみ・資源の分別アプリ「さんあ〜る」のご紹介

ご家庭のごみや資源物の出し方の情報が簡単にわかるスマートフォンやタブレット端末向けの分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。

(ご注意※本アプリのダウンロードやご利用にはデータ通信料がかかり、利用者の負担になります。)

▶ 分別アプリ「さんあ〜る」の主な機能は次のとおりです。

「分別検索」機能

ごみ・資源物の品名から分別方法をおしえてくれます。

「収集カレンダー」機能

お住まいの地域を設定して「燃えるごみ」「資源の日」の収集日をカレンダー表示で確認できます。

「ごみ出し日通知」機能

お住まいの地域の収集日をアラームでお知らせします。

「情報提供」機能

ごみや資源物に関するいろいろな情報がわかります。

ごみ・資源の分別アプリ「さんあ〜る」のQRコード

Google Playの場合
(アンドロイドAndroidを
お使いの方)



App Storeの場合
(アイフォンiPhoneを
お使いの方)



〈広告〉



株式会社 南

リサイクルの 身近なパートナー







●環境事業
資源ごみ再生事業
製紙原料(古新聞・古雑誌・段ボール等)仕入・販売

●包装資材販売 ●計量証明事業所

本社・工場 〒866-0034 熊本県八代市新港町 1 丁目 7-4

TEL (0965) 37-1521 FAX (0965) 37-1523

ペット他

環境課

☎ 33-4114

鏡支所地域振興課 ☎ 52-1115

坂本支所地域振興課

☎ 45-2212

東陽支所地域振興課 ☎ 65-2111

千丁支所地域振興課

☎ 46-1101

泉支所地域振興課 ☎ 67-2111

● 犬の登録(手数料:3,000円/頭)

生後91日以上飼育する犬は、登録(生涯1回)が法律で義務付けられています。また飼育主が変わった場合も登録の変更が必要です。

登録は、環境課(エコエイトやつしろ)、各支所地域振興課、下記の動物病院で行うことができます。

● 狂犬病予防注射(手数料500円+注射料金)

生後91日以上飼育する犬は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが、法律で義務付けられています。

狂犬病予防注射は、4月～5月に実施する集合注射(場所:飼育主に郵送にて通知)か各動物病院で受けてください。(注射料金は病院によって異なりますので事前にご確認ください)

◎交付された注射済票・鑑札は、犬の首輪に着けてください。

※狂犬病は、人はもちろん犬等のほ乳類共通の感染症で、発症するとほぼ100%死亡する病気です。現在でも近隣諸国をはじめ、世界中で狂犬病は発生しています。もしも狂犬病が侵入した時、蔓延を防ぐ為にも必ず予防注射を受けさせてください。

● 動物病院でも手続きができます

下記動物病院では、登録・予防注射(登録鑑札・注射済票の交付)が一括して行えます。

名称	住所	連絡先
赤司動物病院	永碇町1248	34-7755
グリーンヒル動物病院	古閑上町146-1	30-7117
八代ペットクリニック	上片町1019	32-2725
たくみ動物病院	鏡町下村1425-1	43-8000
なかじま動物病院	氷川町鹿野158-4	52-0467

※上記以外の動物病院で狂犬病予防注射を受けられた場合は、動物病院が発行する注射済証(予防注射を受けたことの証明書)と手数料(500円)を持参の上、環境課または各支所地域振興課へ届け出てください。注射済票を交付します。

● 飼い犬についての各種届出・お願い

こんなとき	届出先	必要なもの
飼い犬の死亡	環境課・各支所地域振興課 ※オンラインでの届出も可	鑑札・注射済票
飼い主の変更	環境課・各支所地域振興課	
他市町村からの転入	環境課・各支所地域振興課	鑑札・注射済票
他市町村へ転出	転出先の市役所・役場	鑑札・注射済票
市内の住所変更	環境課・各支所地域振興課	
鑑札・注射済票の紛失	環境課・各支所地域振興課	再交付手数料: 鑑札400円 注射済票300円

お願い

- 飼い犬の「ふん」は持ち帰ろう！
飼い犬の「ふん」による道路や公園などの公共の場所、民有地が汚されるといった苦情が増えています。散歩をされるときは「ふん」を処理する道具を携帯しましょう。また、排泄した「ふん」は必ず持ち帰りましょう。
- 犬の放し飼いはやめましょう！
犬の放し飼いはせず、綱や鎖につないで飼いましょう。放し飼いの犬は交通事故に巻き込まれたり、人に咬みつく咬傷事故につながる可能性があります。

野良猫に無責任にえさを与えないでください

野良猫にえさを与えていると、えさを求めて猫が集まり、糞や尿、鳴き声などで周囲の人に迷惑をかけています。また、飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことにも繋がります。えさを与えるならば、責任を持って、自分の猫として飼ってあげてください。

● 蜂の巣の駆除について

私有地にある蜂の巣の駆除は、所有者で対応をお願いしております。特定の業者のあっせんなどはしておりません。



火葬場(斎場)

● 八代市斎場

1. 所在地: 八代市松崎町370番地1
2. 電話番号: 32-3844
3. 開場時間: 午前9時から午後5時(遺体の搬入は午後3時30分)までです。
4. 斎場休日: 原則1月1日のみです。
(ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません)

● 八代生活環境事務組合斎場

1. 所在地: 八代市東陽町南2811番地
2. 電話番号: 65-3535
3. 斎場休日: 原則1月1日のみです。
(ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません)

● 斎場使用料

斎場の使用料は下記のとおりです。本庁・各支所の窓口で埋火葬許可申請時又は斎場使用許可申請時にお支払ください。

種別		単位	使用料	
			市内	市外
ご遺体	15歳以上	1体	5,000円	20,000円
	15歳未満	1体	3,500円	15,000円
死産児		1体	2,500円	10,000円
改葬等による焼骨料		1体	1,500円	5,000円
産汚物類		1個	500円	1,000円

※八代郡氷川町に住所を有する者の火葬に係る使用料につきまして、この表の規定にかかわらず市内の使用料が適用されます。

● 死亡届・埋火葬許可申請書及び斎場使用許可申請については市民課(33-4110)へ問い合わせください

し尿・浄化槽 清掃関係

八代市では、お住まいの地域ごとで、し尿・浄化槽の清掃を行う業者が異なります。

し尿収集および浄化槽清掃の手数料については、下記のとおり問い合わせください。

	し尿	浄化槽
本庁管内	(協)八代清掃公社 ☎ 33-5145	
千丁・坂本・東陽・泉支所管内	(有)八代郡環境衛生センター ☎ 52-1605	(有)八代郡浄化槽管理センター ☎ 52-2315
鏡支所管内※1	(有)八代郡環境衛生センター ☎ 52-1605	(有)八代郡浄化槽管理センター ☎ 52-2315
	(株)イケダ ☎ 52-1405	

※1 鏡支所管内については、お住まいの場所で、収集業者が異なりますので、鏡支所管内の業者にご確認ください。

住宅・土地

● 大規模な土地の取り引きをするときは届出が必要です

図 建設政策課 ☎ 33-4116

一定面積以上の土地について、土地売買などの契約を締結した場合、譲受人は契約後2週間以内(契約日を含む)に市長を経由して、知事に国土利用法に基づく届出が必要です。

届出が必要な土地の面積は次のとおりです。

- ・都市計画区域(旧八代・千丁・鏡管内) 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外(坂本・東陽・泉管内) 10,000㎡以上

● 開発行為を行うときは許可が必要です

図 建設政策課 ☎ 33-4116

建築などを目的に一定規模以上の土地の開発行為(区画形質の変更)を行う場合は都市計画法の許可が必要です。

許可が必要となる土地の面積は次のとおりです。

- ・都市計画区域(旧八代・千丁・鏡管内) 3,000㎡以上
- ・都市計画区域外(坂本・東陽・泉管内) 10,000㎡以上

● 一定規模以上の建物などの建築や外観の変更を行う場合は届出が必要です

図 建設政策課 ☎ 33-4116

一定規模以上の建物や塀などの新築や増築、色の塗り替え等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要です。

詳しい内容についてはご相談ください。

●都市計画図・地形図(白図)を購入するには

図 建設政策課 ☎33-4116

建設政策課では、都市計画図および地形図(白図)を販売しています。

販売している都市計画図・地形図(白図)の種類と価格

種類	番号または 主な掲載範囲	用紙	縮尺	価格 (税込)
都市計画図	旧八代市+旧鏡町+ 旧千丁町	A0	1/25,000	1,500円
	No.1 鏡町	A0	1/10,000	1,200円
	No.2 外港	A1	1/10,000	1,000円
	No.3 中心部	A0	1/10,000	1,500円
	No.5 日奈久	A0	1/10,000	1,200円
地形図(白地図)	市内全域	A3	1/150,000	100円
	市内全域	A0	1/50,000	400円
	旧八代市+旧鏡町+ 旧千丁町	A0	1/25,000	400円
	No.1~No.18	A0 A1	1/10,000	400円
	No.1~No.83 No.101~No.111	A0	1/2,500	400円

ご来庁の際、すぐに地図をご提供できるオンライン予約申請も可能です。

オンライン予約申請はこちらから。



●被災した宅地の復旧を支援します

図 建設政策課 ☎33-4116

令和7年8月豪雨により被災した宅地の擁壁・地盤等の復旧工事に要する経費の一部を支援します。詳しい内容についてはご相談ください。

●すまいの安全確保支援事業について

図 建設政策課 ☎33-4116

令和2年7月豪雨災害の被災者が、災害リスクの低い場所への家屋移転やピロティ化などの安全対策を行う場合に、その費用の一部を補助します。詳しい内容についてはご相談ください。

●一定規模以上の盛土等を行う場合は許可・届出が必要です

図 建設政策課 ☎33-4116

一定規模以上の盛土・切土、土石の堆積を行う場合は、事前に許可または届出が必要です。詳しい内容についてはご相談ください。

●建物を建築するときは建築確認申請が必要です

図 建築指導課 ☎33-4750 FAX:33-4461

八代市内に建物を建てようとする人(建築主)は、建築工事に着手する前に、市建築指導課または指定確認検査機関に建築確認の申請をしなければなりません。

建築計画が建築基準法やその他関係法令の規定に適合しているかを確認し、適合している場合は確認済証を交付します。交付を受けた後でなければ工事に着手することはできませんので注意してください。

※小規模な増改築など、建築確認申請が不要となる場合もあります。

●八代市戸建木造住宅耐震化支援事業のお知らせ

図 建築指導課 ☎33-4750 FAX:33-4461

あなたの住宅は大地震に耐えられますか。

今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震化を行う人に、その費用の一部を補助します。

支援事業として以下の事業を行っています。

①耐震診断士派遣事業(耐震診断)

②耐震改修設計

③耐震改修工事

④建替え工事

⑤耐震改修設計工事

⑥耐震シェルター設置工事

※補助対象の木造住宅は、おもに平成12年5月までに建築を着手した住宅です。

また②~⑤の設計や工事は補助申請の前に、耐震診断を行い「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象となります。その他、対象となる住宅や申請者については条件があるため、まずは建築指導課にご相談をお願いします。

●老朽危険空き家の解体に対する支援があります

図 住宅課 ☎33-4122

老朽化した危険な空き家の解体工事を行う人に費用の一部を補助します。

▶ 対象の住宅

倒壊や外装材の落下等で近隣に危険を及ぼす恐れのある建物で、市の事前調査を受けて、老朽危険度の判定基準を満たした住宅および兼用住宅(店舗、倉庫、貸家等は対象外)。

▶ 利用できる人

- 空き家の所有者、相続人、管理者
- 空き家の建っている土地の所有者、相続人、管理者

▶ 補助金の額

解体工事費の1/2程度(上限60万円)

〈広告〉

実家を重荷にしない

解体、新築、建て替え
丁寧な家づくりで、
地域に愛される住まいへと生まれ変わらせます。

建て替え、新築、二世帯住宅、地域密着の工務店。

徳田建築 工務 株式会社

〒866-0035 熊本県八代市大島町4865-89

● 空き家バンク事業

問 住宅課 ☎33-4122

空き家の売却や賃貸を希望する人の物件情報を、市ホームページなどに掲載し、空き家の購入や賃借を希望する人に提供する制度です。

また、売買および賃貸契約を締結した場合に以下の補助金が利用できます。

- ① 不要物の撤去(補助率1/2 上限5万円)
- ② 改修工事等(補助率1/2 上限40万円)
- ③ 引っ越し(補助率1/2 上限5万円、市外利用者のみ)

● 市営住宅

問 本庁住宅課・各支所産業建設課

▶ 入居申込み条件

次のすべての条件を満たす世帯が対象です。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
- (2) 市税等を滞納していないこと
- (3) 同居または同居しようとする親族(内縁関係にある人も含む)があること
- (4) 過去1年間の月収入額が基準額を超えないこと
- (5) 暴力団員でないこと

収入基準

一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合 (裁量階層世帯)
(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下

※条件によっては単身での入居も可能です。詳しくは住宅課まで問い合わせください。

▶ 申込方法・入居決定

毎年6月に一般公募を行い、公開抽選会により希望団地ごとの入居待機順位を決定します。抽選会後は随時受付を実施しますが、入居待機順位は抽選会の後位となります。

▶ 申し込み・問合せ先

- ・ 八代市住宅課 ☎33-4122
- ・ 坂本支所 産業建設課 ☎45-2290
- ・ 千丁支所 産業建設課 ☎46-1106
- ・ 鏡支所 産業建設課 ☎52-7820
- ・ 東陽支所 産業建設課 ☎65-2115
- ・ 泉支所 産業建設課 ☎67-2115

道路

- | | | |
|---------|------|----------------|
| 問 旧八代管内 | 土木課 | ☎33-4121 |
| 坂本支所管内 | 坂本支所 | 産業建設課 ☎45-2290 |
| 千丁支所管内 | 千丁支所 | 産業建設課 ☎46-1104 |
| 鏡支所管内 | 鏡支所 | 産業建設課 ☎52-7820 |
| 東陽支所管内 | 東陽支所 | 産業建設課 ☎65-2115 |
| 泉支所管内 | 泉支所 | 産業建設課 ☎67-2115 |

● 市道に関する要望は

市道の整備や改良工事(補修等、緊急を要するもの以外)についての要望は、地元市政協力員を通して連絡をお願いします。

● 境界確定(確認)の手続きについて

八代市が管理する市道と里道において、民有地との境界を確定する場合は官民境界確定協議書の提出が必要です。

● 市道の占用って何？

市道に排水管、工事用足場などを設置する場合には道路管理者(八代市)の許可が必要です。設置する場所や構造には一定の制限がありますので事前にご相談ください。

また、占用物件の許可期間は、最長で5年です。許可期限後も引き続き使用される場合は、占用継続の手続きを済ませてください。

なお、工事の際には警察の道路使用許可も必要ですので、所轄警察署へも問い合わせください。

● 道路を改造するときは？

市道沿いの民地への車両乗入口がないなどの理由で、道路に関する工事(歩道切り下げ、ガードレール撤去、街路樹の移植など)をする時は、道路管理者の承認を得た後、自費にて施工していただくことになります。歩道通行者の安全のため、乗入口の幅等は最低限必要な分のみとなります。

また、構造等にも一定の制限がありますので、お早めにご相談ください。

● 道路の穴ぼこや危険な場所を発見したら

通勤途中や散歩などで、道路の陥没・損傷や危険な場所を発見したら、事故を未然に防ぐためにもすぐにご連絡をお願いします。また、街路灯の球切れや水たまり(雨が降っていないのに水が溜まっている箇所)なども、お気づきになりましたらお知らせください。

- 例**
- * 直径30センチくらいの穴が開いている。
 - * 道路の端(路肩)が欠けている。
 - * 20センチくらいの石が3個落ちている。
 - * 照明灯が切れている。

※私道や私有地内については対応できません。

スマートフォンなどから簡単に通報できる、道路異常通報システムもご利用ください。([「八代市道路異常」で検索])

河川

旧八代管内	土木課	☎ 33-4121
坂本支所管内	坂本支所 産業建設課	☎ 45-2290
千丁支所管内	千丁支所 産業建設課	☎ 46-1104
鏡支所管内	鏡支所 産業建設課	☎ 52-7820
東陽支所管内	東陽支所 産業建設課	☎ 65-2115
泉支所管内	泉支所 産業建設課	☎ 67-2115

● 河川や水路の敷地は市民全体の財産です

河川や水路のうち、準用河川、法定外公共物(水路)は、八代市が財産・機能管理を行っております。河川や水路の種類の確認、各種手続きは、本庁管内は土木課、支所管内は各産業建設課(坂本、千丁、鏡、東陽、泉)に問い合わせください。

● 境界確定の手続きについて

八代市が管理する河川や水路において、民有地との境界を確定する場合は官民境界確定協議書の提出が必要です。

● 通路(橋梁)等や護岸を設置するときは

八代市が管理する河川や水路の上下に、許可なく通路(橋梁)、給水管、排水管等を設置する行為は禁止されています。通路(橋梁)、給水管、排水管等を設置する必要がある場合や、河川や水路と民有地の境界に護岸を設置する場合は許可申請手続きが必要です。

● 不法投棄や不法埋立て等を見かけたら

八代市が管理する河川や水路、堤防、河川敷などに、ごみを捨てること、埋立てることは、禁止されています。もし、見かけたら、ご連絡をお願いします。



公園

旧八代管内	都市整備課	公園緑地係	☎ 33-4123
坂本支所管内	坂本支所 産業建設課		☎ 45-2290
千丁支所管内	千丁支所 産業建設課		☎ 46-1104
鏡支所管内	鏡支所 産業建設課		☎ 52-7820
東陽支所管内	東陽支所 産業建設課		☎ 65-2115
泉支所管内	泉支所 産業建設課		☎ 67-2115

● 貸出しについて

- ① 球磨川河川緑地・麦島東公園・高島公園・北部中央公園・松崎公園・郡築大碓多目的運動場のグラウンド貸出しは、都市整備課に連絡してください。
- ② 日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」のグラウンド貸出しは、日奈久ドリームランド管理事務所(☎ 38-2039)に連絡してください。
- ③ その他公園の貸出しは、旧八代管内は都市整備課、支所管内は各支所の産業建設課に問い合わせください。
- ④ 空き状況閲覧については、P116に掲載しています。(公園を大人数で使用する場合や、公園内でイベントを開催したい場合は、早めにご相談ください)

● 工作物の占用について

- ① 八代市が管理する公園に、許可なく工作物を占用する行為は禁止されています。
工作物を占用する場合は、許可申請手続きが必要です。
- ② 露天等を出店したい場合は、申請が必要になりますので早めに手続きをお願いします。

● 不法投棄等について

八代市が管理する公園に、ごみ等を捨てることは禁止されています。もし見かけたらご連絡をお願いします。

● 火気使用について

八代市が管理する公園で、火気(バーベキュー・花火等)を使用することは禁止されています。もし見かけたらご連絡をお願いします。

● 犬等の排泄物について

八代市が管理する公園で、犬等を散歩させるときには、必ずリードの使用をお願いします。

また、ふんを処理するための用具を携帯し、持ち帰りをお願いします。なお、マナーが悪かった複数の公園では犬の散歩が禁止されていますので、看板等を確認してください。

● 公園の各種手続き先について

公園の各種手続きは、旧八代管内は都市整備課、支所管内は各支所の産業建設課にお問い合わせください。

水道

• 水道・簡易水道

▶ 水道に関する届出

次のような場合は、届出が必要です(届出は電話でも構いません)。

- ①引越してきたとき ②引越しをするとき
- ③長期間、水道を使用しないとき
- ④使用者の名義が変わるとき
- ⑤水道を廃止するとき(建物を壊すなど)

▶ メーターの検針

毎月一度水道メーターの検針にお伺いします。検針がスムーズに行えますよう次のことにご協力をお願いします。

- ①メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ②メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。
- ③犬は放し飼いにしないで、出入り口やメーターボックスから離してつないでください。
- ④家の増改築の際には、メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

▶ 料金の請求・支払い

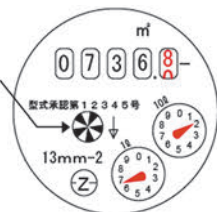
水道料金は、毎月請求します。お支払い方法は、口座振替または金融機関・コンビニ・スマートフォン決済アプリなどで納付してください。

▶ 水道管の漏水等の修理について

漏水は大切な水をムダにするだけでなく、お客様の料金負担も大きくなります。水道局指定の給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

▶ 水漏れの点検方法

- ①全ての蛇口を閉める。
- ②水道メーターのパイロット(右図)をチェックする。
- ③回転していればどこかで漏水している可能性があります。



水道料金

上水道(旧八代市)

(税込)

種別	基本料金(1月)	超過料金(1㎡につき)
一般用	8㎡ 858円	132円

※別途メーター使用料がかかります(13mm 66円、20mm 121円等)。

上水道(鏡町、千丁町、東陽町・泉町の一部)

(税込)

種別	基本料金(1月)	超過料金(1㎡につき)
一般用	8㎡ 1,210円	151.25円

簡易水道(計量給水区域)

(二見洲口町白島地区、坂本町、東陽町・泉町の一部) (税込)

種別	基本料金(1月)	超過料金(1㎡につき)
一般用	8㎡ 1,573円	169円

※別途メーター使用料がかかります(13mm 66円、20mm 121円等)。

簡易水道(放任給水区域)(泉町の一部)

1月につき600円(税込)

▶ 連絡先

上水道(旧八代市)

上下水道お客様センター ☎32-7194 FAX:32-0934

上水道(鏡町、千丁町、東陽町・泉町の一部)

八代生活環境事務組合 ☎62-2049 FAX:62-4829

簡易水道(二見洲口町白島地区、坂本町、東陽町・泉町の一部)

水道局 業務係 ☎33-1868 FAX:32-0934

〈広告〉

八代市 田中東町に

資源物無料回収ステーション

えごっと

365日 24時間受け入れOK!

受け入れ無料!

大量の持ち込み可能!

駐車場完備!

マルくん ミーちゃん

皆様の資源を大切に! 粗大ゴミ承ります!

株式会社 **マルミ**

0120-538-032

〒869-5163 八代市三江湖町 87 マルミ 検索

〈広告〉

発見!

わたしのまちの

ユニバーサルデザイン

多目的トイレ

高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。

給排水衛生設備工事

Hss (株)氷川総合設備

八代市郡 上下水道工事指定店

- 給排水衛生設備工事
- 空調換気設備工事
- 浄化槽設備工事
- リフォーム工事 (浴室・トイレ・台所 他)

[本社] 〒866-0895 熊本県八代市大村町 1091-6

TEL.0965-45-9105

FAX.0965-45-9106

[氷川支店] 〒869-4811 熊本県八代郡氷川町鹿野 31-1

FAX.0965-62-9766

E-mail qqup5769@ace.ocn.ne.jp

下水道

• 下水道の役割

下水道は、私たちの生活環境を安全で快適なものにするために重要な役割を果たしています。

下水道が整備されると、降雨による浸水の防止、トイレの水洗化などで川や海もきれいになり、清潔で快適な暮らしができます。

• 下水道受益者負担金・分担金は

☎ 下水道総務課 業務係 ☎ 33-4147

下水道が整備されると、土地の便益性が高くなります。したがって、その便益を受ける人(土地・家屋の所有者、または賃借人等)に下水道建設費の一部を負担していただくものです。

• 下水道を利用するための改造工事は

☎ 下水道総務課 業務係 ☎ 33-4147

下水道が整備され、下水道を使用できる区域(処理区域)が新たに広がる場合には、「広報やつしろ」や地元説明会などでお知らせします。

処理区域内では、台所や風呂などの汚水を下水道に接続する工事を遅滞なくしなければなりません。

浄化槽についても、速やかに下水道に直結すること。また、くみ取り便所については、3年以内に水洗便所に改造するように、法律で義務づけられています。

• 下水道に接続する工事や水洗化工事をするときの手続きは

☎ 下水道総務課 業務係 ☎ 33-4147

下水道総務課への届け出が必要です。工事は、指定工事店以外ではできませんので、八代市が指定する「指定工事店」へ申し込んでください。「指定工事店」では設計から施工、排水設備工事費の助成金や融資あっせんの申し込みなどの手続きをします。

• 排水設備工事費の助成金や融資あっせん 利子補給を受けたい人は

☎ 下水道総務課 業務係 ☎ 33-4147

排水設備工事をする人のために、助成金および融資あっせん利子補給制度を設けております。

▶ 排水設備工事費助成金

- くみ取り便所からの改造工事……………80,000円
- 単独浄化槽からの改造工事……………40,000円
- 合併浄化槽(補助金なし)からの改造工事…30,000円
- 合併浄化槽(補助金あり)からの改造工事…20,000円

▶ 排水設備工事費融資あっせん利子補給

- 融資限度額……………50万円以内
- 返済期間……………36カ月以内
- 融資利率……………年4.5%
- 利子補給額
 - ① 1年以内に排水設備工事を行った場合
…利子の全額
 - ② 1年を超え3年以内に排水設備工事を行った場合
…利子の半額

• 下水道使用料・農業集落排水使用料・ 公共浄化槽使用料の支払方法は

☎ 八代市上下水道お客様センター ☎ 62-9888

下水道や農業集落排水・公共浄化槽をご使用になりますと、施設の維持管理等の経費として使用料を納めていただくことになります。使用料は口座振替、または納付書で納入となっています。(一部地域を除く。コンビニでも支払可。)

• 下水道についてのお問い合わせは

☎ 下水道建設課 ☎ 33-4458
☎ 下水道総務課 業務係 ☎ 33-4147

下水道の整備計画、下水道工事、排水設備工事及び助成金・融資あっせん利子補給制度、下水道・農業集落排水・公共浄化槽使用料、受益者負担金等の詳細についてはお気軽にご相談ください。

• 新築等による汚水桝設置は

☎ 下水道建設課 ☎ 33-4458

新築等により汚水桝設置が必要となる場合は八代市で設置を行います。(一部例外を除く)

• 汚水が流れないと感じたときは

☎ 下水道建設課 ☎ 33-4458
☎ 下水道総務課 業務係 ☎ 33-4147

ご家庭の汚水が流れないと感じたときはご連絡ください。

